

第7章

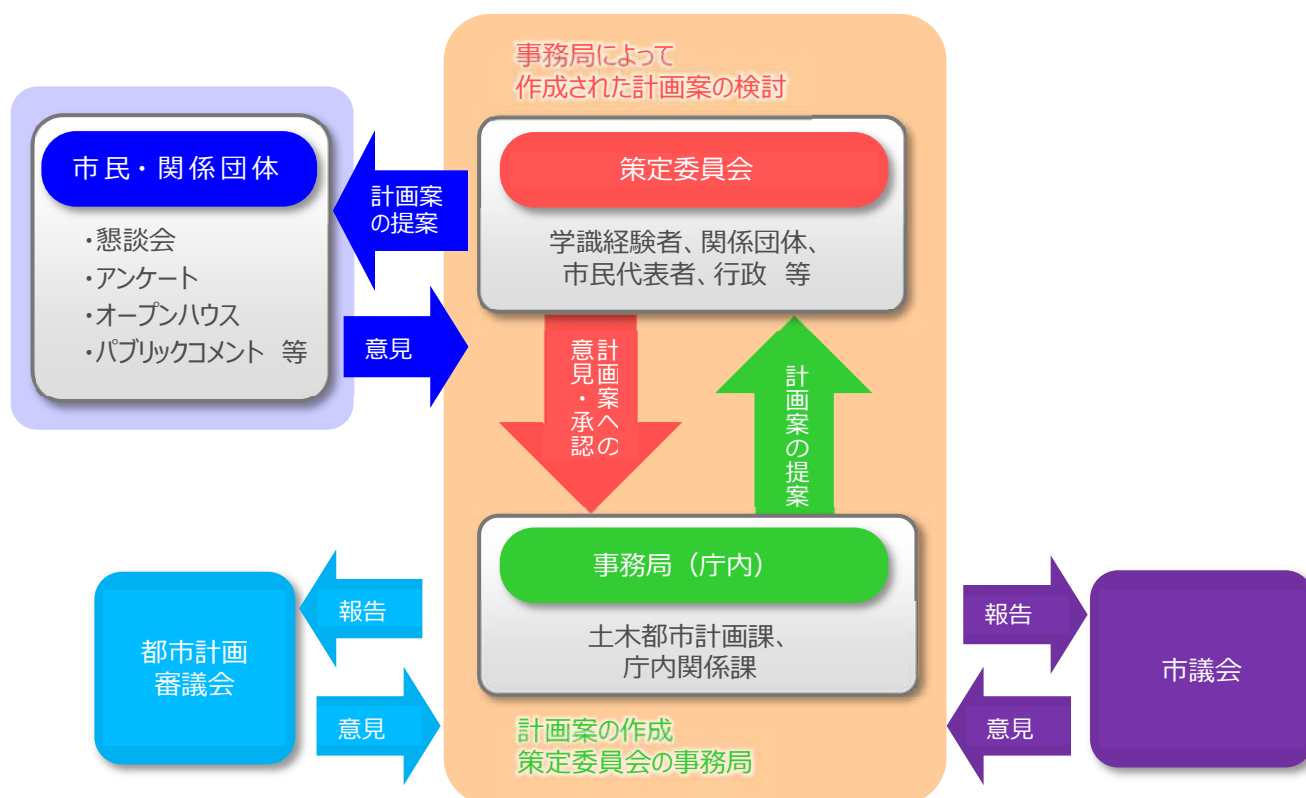
參考資料

7-1. 検討体制

(1) 検討体制の概要

本計画の検討にあたっては、学識経験者などにより構成された「策定委員会」を設置し、各専門の立場から検討を進めました。策定委員会での意見を参考としながら、庁内にある事務局が計画案を作成しました。また、市民・関係団体の意向聴取や合意形成を目的とし、懇談会・アンケート・オープンハウス・パブリックコメント等を実施しました。

こうした検討体制を基に作成した計画案について、都市計画審議会や市議会に諮りながら、本計画を作成しています。



(2) 策定委員会

■策定委員会の概要

本計画の検討にあたっては、学識経験者などにより構成された「策定委員会」を設置し、令和2年7月から令和4年2月にかけて、全4回実施しました。



第1回（令和2年7月）



第2回（令和2年9月）



第3回（令和3年9月）



第4回（令和4年2月）

■第1回策定委員会

令和2年7月17日に、以下の委員7名にて開催しました。

氏名	所属・役職	役割／専門分野	備考
紀伊 雅敦	香川大学創造工学部 教授	学識経験者／都市計画	委員長
宮崎 耕輔	香川高等専門学校 教授	学識経験者／土木・交通計画	副委員長
田所 一隆	善通寺商工会議所	市民代表／商業・経済	
大西 稔	善通寺市連合自治会	市民代表／自治会	
川田 治弘	香川県農業協同組合 経営管理委員	市民代表／農業	
齊藤 雅史	善通寺市総合計画審議会	市民代表	欠席
玉置 徳和	陸上自衛隊善通寺駐屯地司令職務室 室長	関係団体／防災	
萬藤 満	香川県土木部都市計画課 課長	関係団体／行政	

事務局：加藤光宏（都市整備部部長） 山田大介（土木都市計画課課長）
 本庄勉（土木都市計画係長） 西岡佑毅（土木都市計画課主事）

■第2回策定委員会

令和2年9月15日に、以下の委員8名にて開催しました。

氏名	所属・役職	役割／専門分野	備考
紀伊 雅敦	香川大学創造工学部 教授	学識経験者／都市計画	委員長
宮崎 耕輔	香川高等専門学校 教授	学識経験者／土木・交通計画	副委員長
田所 一隆	善通寺商工会議所	市民代表／商業・経済	
大西 稔	善通寺市連合自治会	市民代表／自治会	
川田 治弘	香川県農業協同組合 経営管理委員	市民代表／農業	
齊藤 雅史	善通寺市総合計画審議会	市民代表	
高橋 荘馬	陸上自衛隊善通寺駐屯地司令職務室 室長	関係団体／防災	委員変更
萬藤 満	香川県土木部都市計画課 課長	関係団体／行政	代理出席

事務局：加藤光宏（都市整備部部長） 山田大介（土木都市計画課課長）
 本庄勉（土木都市計画係長） 西岡佑毅（土木都市計画課主事）

■第3回策定委員会

令和3年9月30日に、以下の委員8名にて開催しました。

氏名	所属・役職	役割／専門分野	備考
紀伊 雅敦	香川大学創造工学部 教授	学識経験者／都市計画	委員長
宮崎 耕輔	香川高等専門学校 教授	学識経験者／土木・交通計画	副委員長
田所 一隆	善通寺商工会議所	市民代表／商業・経済	
大西 稔	善通寺市連合自治会	市民代表／自治会	
川田 治弘	香川県農業協同組合 経営管理委員	市民代表／農業	
齊藤 雅史	善通寺市総合計画審議会	市民代表	
高橋 荘馬	陸上自衛隊善通寺駐屯地司令職務室 室長	関係団体／防災	代理出席
佐治 康弘	香川県土木部都市計画課 課長	関係団体／行政	委員変更

事務局：大川浩司（都市整備部部長） 山田大介（土木都市計画課課長）
 本庄勉（土木都市計画課課長補佐） 西岡佑毅（土木都市計画課主事）

■第4回策定委員会

令和4年2月24日に、以下の委員6名にて開催しました。

氏名	所属・役職	役割／専門分野	備考
紀伊 雅敦	香川大学創造工学部 教授	学識経験者／都市計画	委員長
宮崎 耕輔	香川高等専門学校 教授	学識経験者／土木・交通計画	副委員長
田所 一隆	善通寺商工会議所	市民代表／商業・経済	
大西 稔	善通寺市連合自治会	市民代表／自治会	
川田 治弘	香川県農業協同組合 経営管理委員	市民代表／農業	
齊藤 雅史	善通寺市総合計画審議会	市民代表	欠席
高橋 荘馬	陸上自衛隊善通寺駐屯地司令職務室 室長	関係団体／防災	代理出席
佐治 康弘	香川県土木部都市計画課 課長	関係団体／行政	欠席

事務局：大川浩司（都市整備部部長） 山田大介（土木都市計画課課長）
 本庄勉（土木都市計画課課長補佐） 西岡佑毅（土木都市計画課主事）

(3) 地域別懇談会

■第1回

地域住民にとって最も関心と要望が高い、身近な地域の構想（地域の課題や将来像）について、地域住民と意見を交えながら検討する地域別懇談会を開催しました。

参加者は、地域において環境、農業、商工業、学校 PTA などの活動に関わっておられる方を対象に 5 名を選出しました。

地域名	日 時	開催場所
中心地域	令和 2 年 11 月 13 日 14 時～16 時	中央公民館
東部郊外地域	令和 2 年 11 月 19 日 18 時～20 時	東部公民館
竜川地域	令和 2 年 12 月 1 日 19 時～21 時	竜川公民館
与北地域	令和 2 年 11 月 13 日 18 時～20 時	与北公民館
筆岡地域	令和 2 年 11 月 25 日 19 時～21 時	筆岡公民館
吉原地域	令和 2 年 11 月 12 日 19 時～21 時	吉原公民館
南部地域	令和 2 年 11 月 26 日 19 時～21 時	南部公民館
西部地域	令和 2 年 11 月 20 日 19 時～21 時	西部公民館



■第2回

第1回の結果を基に作成した地域別構想（案）を提示し、さまざまな意見をいただきました。

当初はエリア別を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス対策により、地域別で、かつ第1回の参加者から各地域2名に絞って実施しました。会議形式は、WEB会議を併用しました。

地域名	日 時		開催場所
中心地域	令和3年6月25日	10時～11時	善通寺市役所
東部郊外地域	令和3年6月21日	14時～15時	〃
竜川地域	令和3年6月29日	10時～11時	〃
与北地域	令和3年7月6日	14時～15時	〃
筆岡地域	令和3年6月30日	16時～17時	〃
吉原地域	令和3年6月21日	19時～20時	〃
南部地域	令和3年7月3日	10時～11時	〃
西部地域	令和3年7月9日	17時～18時	〃



7-2. 検討経緯

(1) 検討経緯の概要

本計画は、以下の経緯で検討しました。

日程	項目	内容
令和2年 7月	第1回策定委員会	・都市計画マスタープランとは ・アンケート調査（案）の確認
令和2年 7月～12月	各課ヒアリング（1回目）	・現行計画における進捗等の確認
令和2年 8月	アンケート調査	・まちづくりや都市計画行政に関する住民意向の把握
令和2年 9月	第2回策定委員会	・アンケート調査の結果報告 ・都市計画マスタープランの骨子（課題・方針・将来都市構造等） ・地域別懇談会について
令和2年 11月～12月	第1回地域別懇談会	・都市計画マスタープランとは ・計画策定の背景及び目的 ・計画の目次構成 ・策定体制及びスケジュール
新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で一時中断		
令和3年 3月～5月	各課ヒアリング（2回目）	・部門別の方針（案）の確認
令和3年 6月～7月	第2回地域別懇談会	・地域別構想（案）の確認
令和3年 9月	第3回策定委員会	・部門別の方針 ・地域別構想
令和3年 11月～12月	オープンハウス	・都市をめぐる背景・課題 ・新しいまちづくりの仕組み・施策 ・東京都立大学学生の提案
令和4年 1月～2月	パブリックコメント	・第2次都市計画マスタープラン（案）
令和4年 2月	第4回策定委員会	〃
令和4年 2月	都市計画審議会	〃
令和4年 9月	公表	・第2次都市計画マスタープラン

(2) 公聴会等

■オープンハウス

人口減少や少子高齢化、災害の頻発等を踏まえた都市計画マスタープラン及び立地適正化計画といった取組みを広く市民の皆様にお知らせするとともに、まちの現状や課題、今後考えられるまちづくりの取組みについて、市職員と来場者が意見やアイデアを出し合うために、オープンハウスを開催しました。

また12月4日～5日において、東京都立大学の学生にも参加いただき、学生の提案する本市の姿を来場者に説明いただきました。

会場	市民集いの丘公園
日時	令和3年 11月28日(日) 12月4日(土)、5日(日) 9:00～17:00

会場	旧善通寺偕行社
日時	令和3年 11月29日(月)、30日(火) 12月2日(木)、3日(金) 9:00～17:00



オープンハウスとは

本計画の作成においては、当初、多くの住民を一堂に会した意見交換会やフォーラム等を実施する予定としていました。そうしたなかで、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、大人数の方に時間差でお越しいただくことができ、かつ双方向の意見交換が可能なオープンハウスを採用しました。

オープンハウスは、パネル展示と異なり、市職員等が常駐し、パネルの内容などを説明するところに特長があります。また、説明した内容に対する認識、まちづくりに対する案などを、アンケートで詳細に確認することもできます。

本市では今後も、オープンハウスを含めた市と住民等の双方向のコミュニケーションを継続していきたいと考えています。

4. 新しいまちづくりの事例・仕組み

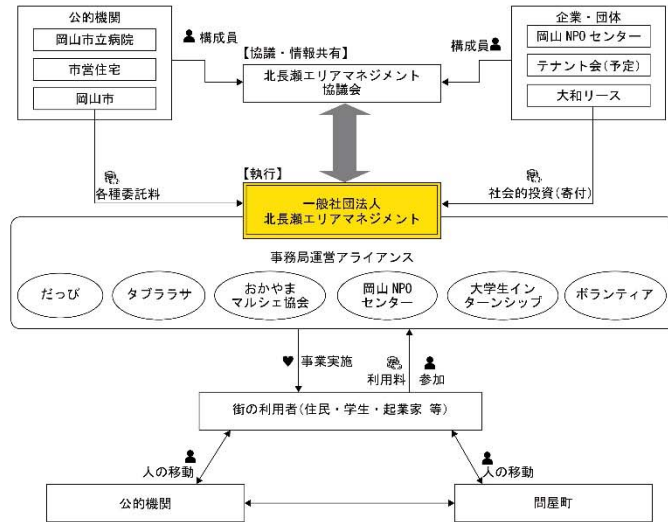
近年広がっている参加型まちづくり

● 岡山市の北長瀬エリアのまちづくり

・岡山操車場の跡地を活用し、「岡山市民病院」や「ランチ岡山北長瀬」等がオープンしているほか、公園や市営住宅が整備中です。

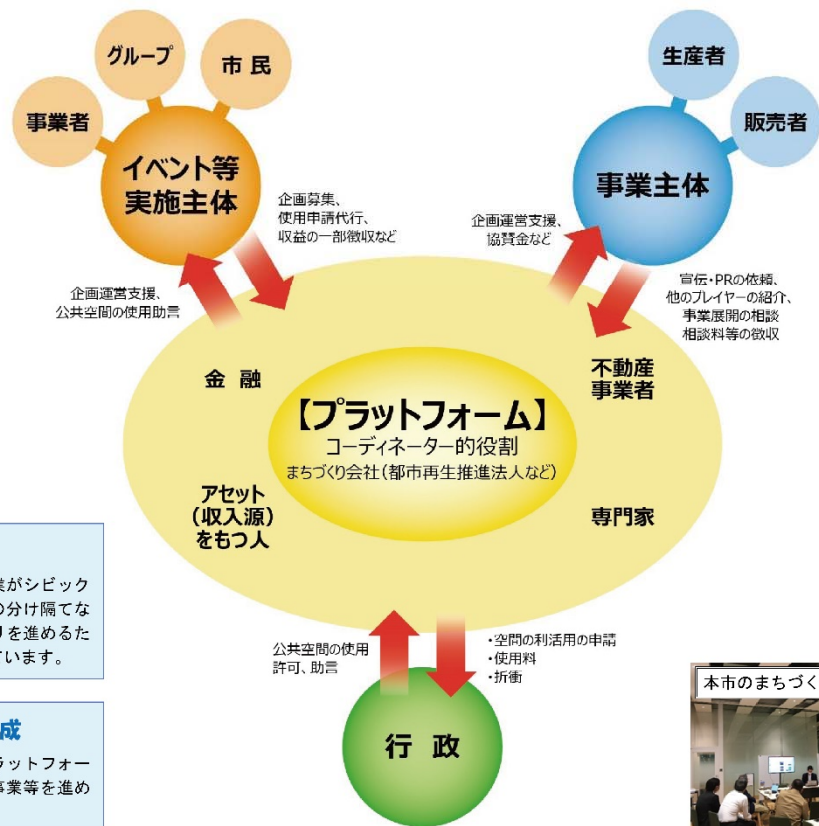
・北長瀬エリアマネジメントは、このエリアのまちづくりを担う団体で、地域住民を巻き込んだ公園づくり、シェアスペースの運営等を行っています。

ヨガの様子



資料：保井美樹ほか「エリアマネジメント・ケースメソッド」を基に作成

善通寺市のまちづくり・官民共創の取組みの方針



● 方針図について

・行政と地域住民や民間企業がシビックプライドを共有し、立場の分け隔てなく一体となってまちづくりを進めるための体制のあり方を示しています。

● プラットフォームの形成

・各分野の方が協働してプラットフォームを形成し、イベントや事業等を進めていくことが重要です。



展示したパネルの一例

■パブリックコメント

本市では、重要な計画の策定・変更または条例の制定・改廃等を行うにあたり、自治基本条例及び施行規則等において、市民の参画を必須として定めています。そこで、新たに本計画を策定するにあたり、下記の内容でパブリックコメントを実施いたしました。

募集期間	令和4年1月20日（木曜日）～ 2月18日（金曜日）の30日間
閲覧方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 善通寺市ホームページ ・ 市役所（都市整備部土木都市計画課） ・ 地区公民館
意見の 提出方法・ 提出先	<p>◇郵送・ファックス・電子メール</p> <p>⇒都市整備部土木都市計画課 宛て</p> <p>◇持参</p> <p>⇒都市整備部土木都市計画課</p> <p>⇒地区公民館</p>



善通寺市自治基本条例（第6章 市民参画 抜粋）

（重要な計画等への参画）

第20条 市は、重要な計画の策定若しくは変更又は条例等の制定若しくは改廃をしようとするときは、市民が自らの意思で参画できる方法（以下「市民参画の手続」という。）により意見を求めなければならない。

2 市民参画の手続の対象となる計画又は条例等は、次に掲げるものとする。

(1) 市の行政に関する基本的な計画のうち、規則で定める計画を除く計画

(2) 広く市民に義務を課し、又は権利を制限する条例のうち、市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例（法定外目的税等の税を新たに新設する場合を除く。）並びに規則で定める条例を除く条例

(3) 市民に直接かつ重大な影響を与える規則、規程等

3 前項に規定するもののほか、策定若しくは変更しようとする計画又は制定若しくは改廃しようとする条例等の目的により、市民参画の手続を実施することが適当なものについては、その実施に努めるものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、迅速性若しくは緊急性を要するもの又はその変更が軽微なものについては、市民参画の手続を省略することができる。

（市民参画の手続）

第21条 市民参画の手続は、次の各号に掲げるもののうち、対象となる計画又は条例等に応じて、市が適切であると認めたいずれかの方法によるものとする。ただし、重複して実施することを妨げない。

(1) 意見提出手続（パブリックコメント）

(2) アンケート又は参加型検討会（ワークショップ）

(3) 審議会その他の附属機関の委員の公募

(4) 前各号に掲げるもののほか、市が有効であると認めた方法

資料：善通寺市HP 善通寺市自治基本条例（条文）

7-3. 用語集

【ア行】

ICT

情報処理や通信に関する技術等の総称。地域社会においても、少子高齢化、医師不足、協働教育の実現、地域経済の活性化等、様々な課題に活用することが期待されている。

空き家バンク

空き家物件の売却や賃貸を希望する所有者から情報提供を受け、市が専用ウェブサイトに登録し、市内への移住を希望する方へ情報を提供するもの。

アダプト制度

自治体と地域住民等の合意に基づいて、地域住民が公共スペースを清掃・美化し、継続的に美化活動を進める制度。

NPO(民間非営利団体)

営利を目的とせず、教育、福祉、環境保全、まちづくり等の公益的な活動を行う民間団体。

エリアマネジメント

一定のエリアを対象として、開発・整備だけでなくその後の維持管理・運営まで考えながら、住民・事業主・地権者等が幅広くかつ主体的に取り組むことにより、地域の環境や価値等を向上させる手法。

オープンスペース

都市部で建築物が建てられていない広がりのある空間のこと。広場のほか、緑地、市街地内の農地、河川などが含まれる。

オープンハウス

自治体のまちづくりなどを公表する手法。常駐するスタッフ、展示しているパネルを説明するほか、来場者とコミュニケーションを行うことを目的とする。

【カ行】

開発許可

建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更（開発行為）を行う者が、受けなければならない許可。

合併処理浄化槽

家庭から出る雑排水とし尿を、併せて処理する浄化槽。公共下水道の整備がない地域で活用される。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊する恐れのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずる恐れのある地域およびこれに隣接する地域。

狭あい道路

車の侵入が困難な、交通に支障のある狭い道路。建築基準法で規定する道路（幅員4m以上）に満たない道路を指すことが多い。

居住誘導区域

立地適正化計画で定める住宅を誘導すべき区域。一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする。

区域区分

無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成に向けて、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分すること。

区画再編

住宅が密集しており、また前面道路が狭いなどの建替えの更新が進まない地区等で、空き家・空き地、青空駐車場などの低未利用地を活用して、宅地の拡大や道路・公園の創出等を行うこと。

グリーンインフラ

自然の持つ多様な機能を活用したインフラや土地利用の概念。環境保全に留まらず、防災・減災、地域振興などを担う。

景観協定

景観法に基づき、景観計画区域内の一団の土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関して締結される協定。

景観地区

自治体が、市街地の良好な景観の形成を図るために指定する区域。建築物の高さや壁面の位置、形態意匠の制限などを定める。

建築協定

建築基準法に基づき、土地所有者等の全員の合意により、土地や建物のルールを締結する協定。住宅地としての環境、または商店街としての利便性を維持・増進すること等を目的とする。

合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生の間に産む子どもの平均数。

交通結節点

鉄道やバス、タクシー等の複数の公共交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所。

高齢化率

総人口に占める高齢者人口の比率。国際的には、65歳以上を高齢者人口と定義しており、高齢化率が7%を越えると「高齢化社会」、14%を越えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。

コミュニティ

地域住民が生活している場やつながりのこと。主として、住民相互の協力と連携による地域のまちづくりを進める場合などに使われる。

コミュニティバス

住民の移動手段を確保するため、自治体等が事業主体となって運行するバス。民間のバスを補完する目的で運行することが多い。

コンパクト・プラス・ネットワーク

都市の中心部に様々な都市機能を集約し、都市を密な構造とした上で、公共交通で地域の拠点や居住地を繋ぐ政策・考え方。高齢化や人口減少が進む中で、効率的で持続可能な都市を目指す試み。

【サ行】

GIS

地理情報システムの略称。土地に関する様々な情報をコンピュータ上で重ね、地図として作図・表示する等の機能がある。

地すべり防止区域

地すべりのおそれが極めて大きい地域及びこれらに隣接する地域のうち、地すべりを助長・誘発する一定の行為を制限された区域。

自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護および利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法に基づき、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に定められることが相当な地域。

自然公園特別地域

自然公園地域のうち、特に規制が強く、工作物の設置や木の伐採等が制限されている地域。

自然増減/社会増減

出生数と死亡数の差を自然増減、転入数と転出数の差を社会増減という。

少子高齢化

出生率の低下による子ども数の低下現象を少子化、人口に対する高齢者数の割合が増加する現象を高齢化という。出生率の低下が高齢化の一因であるということから、少子高齢化という使い方をする。

浸水想定区域

降雨により河川が氾濫した場合、ため池が決壊した場合等に、浸水が想定される区域。

森林地域

森林として、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法に規定する国有林、保安林、地域森林計画の対象となる民有林に定められることが相当な地域。

スプロール化

無秩序、無計画に住宅地化が郊外に広がり、虫食い状態の農地を内包した市街地が形成されること。

【夕行】

第1次産業

原材料・食糧などの最も基礎的な生産物の生産に関わる農林水産業。

第2次産業

原材料を加工して製品を製造する製造業・建築業・鉱工業。

第3次産業

第一次産業・第二次産業以外の商業・運輸・通信・金融・公務・サービス業・電気・ガス・水道業など。

地域地区

都市における適正かつ合理的な土地利用の実現を図るための規制・誘導を担う地区。用途地域、高度地区、風致地区などがあり、土地利用の目的にあわせて定められる。

地域包括ケアシステム

住まい、医療、介護予防、生活支援等が一体的に提供され、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るようにするシステム。

地区計画

都市計画法に定められている、住民と権利者の合意のもとで決めるまちづくりのルール。既存の都市計画を前提に、よりきめ細かい規制などを行う。

TMO

中心市街地活性化法に基づき、中心市街地の活性化に主体的に取り組む機関。中小小売商業高度化事業構想を策定し、具体化した事業計画が国の認定を受けることによって、補助金や免税などの支援措置を受けることができる。

低未利用地

土地の所有者等が現在利用していない土地や長期間更地のまま放置されている土地。空き家・空き地、青空駐車場などが含まれる。

デマンド交通

定時・定路線のバス運行に対して、事前に予約を行うことにより、指定された場所へ送迎する交通サービス。公共交通がない地域で運行されることが多い。

特定用途制限地域

良好な環境の形成や保全など、その地域の特性に応じた合理的な土地利用が行われるよう、自治体の条例によって制限すべき特定の建築物等を定める制度。用途地域外で用いられる。

都市機能誘導区域

立地適正化計画で定める医療・福祉・教育文化・商業・行政などの都市機能を誘導すべき区域。都市機能を集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。

都市計画区域

都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人や物の動きから都市の発展を見通し、一体の都市として捉える必要がある区域。

都市計画区域マスタープラン

都道府県が、都市計画区域ごとに都市計画の目標、土地利用、市街地開発、都市施設、自然的環境等に関して、広域的・根幹的な視点から、都市計画の基本的な方針を定めたもの。

都市計画審議会

都市計画の決定に必要な調査審議を行うため、学識経験者、議員、行政機関、住民の代表等で構成される審議会。

都市計画道路

健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤施設として、都市計画法に基づいて整備内容等を決定した道路。

都市計画法

都市の健全な発展と秩序ある整備、農林漁業との健全な調和を図るため、都市計画の内容と決定手続き、都市計画制限、都市計画事業等に関する事項を定めた法律。

都市施設

円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するために必要な施設。主なものに、道路、公園、下水道などがある。

都市のスポンジ化

市街地の内部において、空き家・空き地等が小さな敷地単位で、時間的・空間的に無規則に相当程度の量で発生すること。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められ、警戒避難体制を特に整備すべきとして指定された区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、特に著しい危害が生ずる恐れがあると認められ、開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべきとして指定された区域。

【ナ行】

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業地域の保全・形成や農業振興施策の計画的な推進を図るため、都道府県知事が指定する区域。

農用地区域

農業振興地域における農地のうち、農業基盤の整備を進める区域として設定され、宅地転用や宅地転用目的の売却が禁止されている区域。

【ハ行】

Park-PFI

平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた制度。飲食店・売店等の公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する。

パブリックコメント

公的機関が計画を策定しようとするとき等に、インターネット等を活用して広く住民から意見・情報、改善案等を求める手続き。これらの意見等を考慮しながら、計画の最終決定を行う。

バリアフリー

高齢者や障がい者に配慮し、「障壁がない」という意味。建築設計等において、段差や仕切りなどの障壁をなくすこと。製品設計にも応用されている。

保安林

水源のかん養、土砂の流出や崩壊の防備等のために、立木の伐採、土石の採掘、開墾、その他の土地の形質を変更する行為が制限されている森林。

ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用して設けられた小さな公園。

【マ行】

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、緑地の保全や緑化の推進を定めた計画。公園や緑地の整備・管理方針などを定める。

【ヤ行】

ユニバーサルデザイン

道具や空間をデザインするにあたって、高齢者や障がい者のための特別なデザインとするのではなく、全ての方に使いやすいデザインとすること。

用途白地地域（用途地域外）

用途地域の指定のない地域。

用途地域

様々な建築物が混在するのを防ぐため、地域を区分して建築物の用途を制限するもの。住居系、商業系、工業系に分かれ、13 種類の用途地域を設定することができる。

【ラ行】

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地地権者等の合意により、良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。